

自動販売機設置事業者募集要項《 栃木県立博物館 》

栃木県では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集しており、設置事業者は一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら安定した財源を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定並びに栃木県県有財産貸付事務処理要領の別表に該当する者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (4) 物件番号1および2については、栃木県内に本店を有する法人、又は栃木県内に事業所を有する個人であること。
- (5) 物件番号3および4については、栃木県内に本店、支店又は営業所を有する法人、又は栃木県内に事業所を有する個人であること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、3年以上自ら管理・運営した実績を有していること。
- (7) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

物件番号	財産名	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	高さ
1	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	2階 休憩コーナー	位置図1	1.3㎡+0.25㎡ (W1.3m×D1.0m)	2m以内
2	同上	同上	同上	同上	同上	同上

物件番号	財産名	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	高さ
3	栃木県立博物館	宇都宮市睦町 2-2	1階 玄関ポーチ	位置図2	1.3㎡+0.25㎡ (W1.3m×D1.0m)	2m以内
4	同上	同上	同上	同上	同上	同上

※1 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 自動販売機は、物件番号毎に1台設置するものとする。

※3 物件番号1、2と、物件番号3、4における回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者間で協議の上、決定する。

(3) 貸付期間

令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日まで(更新なし)

(4) 貸付条件等

仕様書(別記様式第1号)による。

(5) 参考データ(施設の概要、令和2(2020)年1月現在)

ア 施設名: 栃木県立博物館

(ア) 利用可能日 休館日を除く日の 9:30~17:00

休館日 月曜日(祝日・振替休日を除く)、

祝日・振替休日の翌日(土曜日・日曜日を除く)

定期消毒期間(6月下旬から7月上旬の約2週間)

年末・年始

(イ) 来館者数(計測しているもののみ)

平成29(2017)年度 96,463人

平成30(2018)年度 84,475人

令和元(2019)年度 68,234人(4月~12月実績)

(ウ) 勤務者数 約50人

イ 直近1年間の売上実績(平成31(2019)年1月~令和元(2019)年12月)

設置場所	設置台数	売上本数
2階休憩コーナー(物件番号1)	1台	926本
同上(物件番号2)	1台	1,311本
1階玄関ポーチ(物件番号3)	1台	3,057本
同上(物件番号4)	1台	2,991本

※ 売上本数は、現設置事業者の申告によるものです。

※ 物件番号1と2は建物内、物件番号3と4は屋外です。

※ 栃木県立博物館は栃木県中央公園の敷地内にあり、物件番号3と4は同公園の開園時間内は利用可能です。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書(別記様式第2号)を提出し、入札参加

資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和2(2020)年2月13日(木)から令和2(2020)年2月26日(水)までの日(ただし、17日(月)及び25日(火)を除く。)の午前9時30分から午後4時30分までの間。

(2) 提出場所

栃木県宇都宮市睦町2-2

栃木県立博物館管理部総務課

電話：028-634-1311

(3) 提出書類(提出部数は入札参加申請書ごとに1部)

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書(別記様式第2号)	○	○
②	身分証明(市町村発行のもの)		○
③	誓約書(別記様式第3号)	○	○
④	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑤	確定申告書(写)		○
⑥	栃木県税の完納証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※②、④、⑥については、発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に、上記(3)の提出書類を上記(2)の提出場所に直接持参とし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和2(2020)年2月13日(木)から令和2(2020)年2月26日(水)までの日(ただし、17日(月)及び25日(火)を除く。)の午前9時30分から午後4時30分までの間。

(2) 提出方法

質問書(別記様式第4号)を上記4(2)の提出場所に直接持参する。

(3) 質問者への回答

すべての質問事項及び回答をまとめ、令和2(2020)年3月5日(木)までに栃木県立博物館のホームページに掲載する。

6 入札参加資格の確認等

上記4(3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和2(2020)年3月5日(木)までに、申請者あて結果を通知する(別記様式第5号)。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消すものとする。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和2(2020)年3月13日(金) 午前10時00分(入札開始時間は下記のとおり)

物件番号1 午前10時00分

物件番号2 午前10時30分

物件番号3 午前11時00分

物件番号4 午前11時30分

(2) 場所

栃木県宇都宮市睦町2-2 栃木県立博物館 会議室

8 入札方法

(1) 入札は、1物件ごとに行う。

(2) 入札書(別記様式第6号)に記載する金額

入札書に記載する金額は、年額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状(別記様式第7号)を提出しなければならない。

イ 原則として委任状は入札物件ごとに提出することになっているが、同一施設において複数の物件の入札に参加する場合は、委任状を1部提出することで当該施設のそれぞれの入札物件の委任状の提出を省略してもよいものとする。

(4) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 上記アの再度の入札は1回までとする。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

9 入札保証金

免除

10 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

- イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
- ウ 委任状を提出しない代理人のした入札
- エ 不正行為による入札
- オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

11 落札者の決定方法等

- (1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者に対し落札決定通知書（別記様式第8号）を送付する。

12 契約

- (1) 契約書（別記様式第9号）のとおりとする。
- (2) 落札者は令和2(2020)年3月24日(火)までに、契約書に記名押印の上、上記4(2)の提出場所に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続き以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがある。

14 問い合わせ先

☎320-0865 栃木県宇都宮市睦町2-2
栃木県立博物館管理部総務課
TEL : 028-634-1311
FAX : 028-634-1310
E-mail : hakubutsukan@pref.tochigi.lg.jp